

令和元年度決算に基づく射水市公営企業の資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である営業収益の額に対する割合で表したもので、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本市では、水道事業、下水道事業、病院事業が対象となります。

$$\text{資金不足比率(％)} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額...法適用の会計では、流動負債が流動資産を超えた場合のその額
法非適用の会計では、実質赤字の額

令和元年度決算においては、水道事業及び下水道事業で資金不足額がなく、資金不足比率は算定されていませんが、病院事業で資金不足額が発生し、資金不足比率は6.6％となりました。

国が定める経営健全化基準を大きく下回るものですが、病院事業における一層の経営健全化を図るため、医師の確保を最優先に取り組むとともに、効率的な収益の確保に努めてまいります。

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0
下水道事業会計	-	20.0
病院事業会計	6.6	20.0

資金不足比率の「-％」は、各会計で資金の不足がないことを表しています。

経営健全化基準とは・・・「イエローカード」に当たるもので、この基準以上である場合には自主的な改善努力が義務付けられ、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化に取り組まなければなりません。